

令和7年度自治推進委員会

自治基本条例検証用資料

【令和6年度の取組み】

(第17条、第31条～第33条)

- ・ おいらせ町自治基本条例（逐条解説）
 - ・ これまでの検証結果
 - ・ 参考データ資料

第17条 情報公開と説明責任

■ 逐条解説 ■

(情報公開と説明責任)

第17条 行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民に分かりやすく説明しなければなりません。

【第17条】

行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

■ これまでの検証結果 ■

- ・行政はおおむね、情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明している。(令和6年度自治推進委員会)
- ・防災情報について、地域によっては防災に対する意識が薄れている印象がある。

■ 検証作業のポイント ■

- ・行政が、町施策等について事前の情報共有や周知を目的とした、分かりやすい説明に取り組んでいるか。

■ 参考データ資料 ■

○自治基本条例の運用状況照会回答(令和7年9月 各課調査)

- ・令和6年度中に実施した、『事前の情報共有や積極的な情報公開を目的とした町民への分かりやすい説明会等』の取り組みについて

	事務・事業の名称	取り組み状況	開催数・参加者数	担当課
1	令和6年度版わかりやすい予算説明書	予算の使い道やその内容など、グラフやイラストを入れてわかりやすく紹介する冊子を制作し、ホームページに掲載した。	令和6年5月掲載	財政管財課

	事務・事業の名称	取り組み状況	開催数・参加者数	担当課
2	予算、決算の概要	令和6年度予算、令和5年度決算の概要をグラフやイラストを入れてわかりやすく町広報で紹介した。 ・予算内容と暮らしに身近な主な事業の紹介。 ・「おいらせ町の健康診断」として町の財政状況（決算内容）を紹介。	予算) 令和6年5月号 決算) 令和6年11月号	財政管財課
3	議会広報 「ぎかいだより懸橋」 の発行	町民を対象に、議会の活動や町政の方向性を広く周知する。	発行回数：年4回 発行部数：各9,870部	議会事務局
4	地域計画策定に向けた座談会	「地域計画とは何か」や「農地中間管理事業」などについて説明、協議するため町内3地区で開催した。	開催回数：3回 参加者数：34人	農林水産課

■ 委員の提言・討論 ■

第31条 情報公開・情報共有

■ 逐条解説 ■

(情報公開・情報共有)

第31条 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【第31条】

1項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは委員会、附属機関等の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることが求められます。

2項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言にとらえ、行政はそれらへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立っています。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

■ **これまでの検証結果** ■

- ・情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。
- ・苦情や相談について、可能なものは公開されている。(令和6年度自治推進委員会)

■ **参考データ資料** ■

○自治基本条例の運用状況照会回答 (令和6年9月 各課調査)

- ・事務事業の計画公表や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況

	事務・事業の名称	広 報 紙	防 災 無 線	説 明 会	ホ ー ム ペ ー ジ	印 刷 物	他	公開等 期間	担当課
1	おいらせ町総合教育会 議資料・議事録				○			随時	総務課
2	議会への町長提出議案 の公開				○			通年	総務課
3	新庁舎建設事業に関する 住民説明会			○				R6.6	総務課
4	新庁舎建設事業に関する 住民説明会資料及び 報告書の公表				○			R6.6	総務課
5	おいらせ町新庁舎建設 基本構想・基本計画策 定業務ワークショップ 報告概要の公表				○			R6.4	総務課

	事務・事業の名称	広 報 紙	防 災 無 線	説 明 会	ホ ー ム ペ ー ジ	印 刷 物	他	公開等 期間	担当課
6	おいらせ町新庁舎建設 基本構想・基本計画の 公表	○			○			R6. 8. 9	総務課
7	おいらせ町新庁舎建設 基本設計・実施設計に 関する業務委託の公表				○			R6. 7	総務課
8	おいらせ町公共交通ガ イドブックの作成・配 布				○	○		通年	政策推進課
9	おいらせ町地域公共交 通会議の会議録等の公 開				○			R7. 2～	政策推進課
10	政策公約の進捗状況の 公表	○						R6. 6～	政策推進課
11	第2次おいらせ町総合 計画 後期基本計画の 公表				○		○ 公共 施設 配架	R6. 6～	政策推進課
12	おいらせ町実施計画 (令和6年度～令和8 年度)の公表				○		○ 公共 施設 配架	R6. 6～	政策推進課
13	町民アンケート調査の 結果公表				○		○ 公共 施設 配架	R6. 4～	政策推進課

	事務・事業の名称	広 報 紙	防 災 無 線	説 明 会	ホ ー ム ペ ー ジ	印 刷 物	他	公開等 期間	担当課
14	おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の会議要旨等の公開（令和6年度）				○			R6. 11～	政策推進課
15	第4次おいらせ町男女共同参画プラン及び第4次おいらせ町DV（配偶者からの暴力）対策基本計画	○			○		○	R6. 4～	政策推進課
16	百石高等学校魅力アップ推進協議会の会議要旨等の公開				○			R6. 8～	政策推進課
17	当初予算書、予算編成方針概要	○			○			R6. 4	財政管財課
18	補正予算の概要				○			補正の都度	財政管財課
19	財政状況の公表（下半期）				○			R6. 6	財政管財課
20	財政状況の公表（上半期）				○			R6. 12	財政管財課
21	財政健全化判断比率等の公表				○			R6. 9	財政管財課
22	決算書、決算の概要	○			○			R6. 10	財政管財課
23	入札予定 開札結果				○		○ 庁舎 掲示	随時～通年	財政管財課
24	補助金等交付実績				○			R6. 9	財政管財課

	事務・事業の名称	広 報 紙	防 災 無 線	説 明 会	ホー ム ペー ジ	印 刷 物	他	公開等 期間	担当課
25	財政計画の公表				○			R6. 12	財政管財課
26	わかりやすい予算説明 書				○			R6. 5	財政管財課
27	公有財産売却				○			R7. 3	財政管財課
28	「公契約条例」の制定				○			R3. 9～	財政管財課
29	「財政運営に関する条 例」の制定				○			R3. 9～	財政管財課
30	公共施設等総合管理計 画改定				○			R5. 12～	財政管財課
31	屋外スポーツ施設個別 施設計画改定				○			R5. 12～	財政管財課
32	公の施設の受益者負担 の適正化に関する基本 方針	○						R6. 1～	財政管財課
33	町地域防災計画（修正）				○			R6. 4～	まちづくり 防災課
34	町個別施設計画（防災 行政無線施設）				○			R3. 3～	まちづくり 防災課
35	健康おいらせ 21				○			R6. 4～	健康保険課
36	町国民健康保険第3期 データヘルス計画 第 4期特定健康診査等実 施計画				○			R6. 4～	健康保険課
37	第4次おいらせ町子ど もと家族応援プラン				○			R2. 6～	子育て支援課
38	おいらせ町子どもの未 来向上推進計画資料				○			R2. 6～	子育て支援課

	事務・事業の名称	広 報 紙	防 災 無 線	説 明 会	ホー ム ペー ジ	印 刷 物	他	公開等 期間	担当課
39	第2期おいらせ町地域 福祉計画				○			R4.4～	介護福祉課
40	議会広報「ぎかいだよ り懸橋」				○	○		通年	議会事務局
41	議長交際費の公開				○	○		通年	議会事務局
42	議会定例・臨時会の開 催案内		○		○	○		随時	議会事務局
43	決算審査意見書・普通 会計の財政健全化及び 公営企業会計の経営健 全化審査意見書				○			通年	監査委員 事務局
44	定期監査結果報告書				○			通年	監査委員 事務局
45	財政援助団体等監査結 果報告書				○			通年	監査委員 事務局
46	特定間伐等促進計画の 公表				○			H30.6～	農林水産課
47	おいらせ町鳥獣被害防 止計画の公表				○			H30.11～	農林水産課
48	令和5年度下水道事業 経営比較分析表の公表 (公共下水・農集排)				○			R6.3～	地域整備課
49	教育委員会の会議録・ 資料				○			通年	学務課
50	教育委員会定例・臨時 会の開催案内	○			○			随時	学務課

	事務・事業の名称	広 報 紙	防 災 無 線	説 明 会	ホー ム ペー ジ	印 刷 物	他	公開等 期間	担当課
51	教育委員会の会議録・				○			R2. 1～	学務課
52	教育委員会定例・臨時 会の開催案内	○			○			随時	学務課
53	おいらせ町子ども読書 活動推進計画 R5～R9				○			R5. 3. 30～	社会教育・体 育課
54	第3次おいらせ町社会 教育中期計画 R2～R6				○			R2. 10. 14～	社会教育・体 育課
55	おいらせ町スポーツ推 進計画 R5～R9				○			R5. 3. 30～	社会教育・体 育課
56	国民健康保険おいらせ 病院経営強化プラン				○			R6. 3～	おいらせ病院

■ 委員の提言・討論 ■

第32条 附属機関等における委員の公募

■ 逐条解説 ■

(附属機関等における委員の公募)

第32条 附属機関やその他の懇談会等の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

【第32条】

町には法令や条例などの規定により、いろいろな附属機関やその他の懇談会等が置かれています。町の計画や施策など、町民の生活に関わる重要な事案を検討する、それらの委員選考にあたっては、町民の参加を保障する観点から、一般町民から公募することを規定しています。

■ これまでの検証結果 ■

- ・公募は行われているが、公募可能なものをさらに拡大するよう求める。

(令和6年度 自治推進委員会)

■ 参考データ資料 ■

○自治基本条例の運用状況照会回答 (令和7年9月 各課調査)

次頁 附属機関公募状況一覧

○条例により設置した附属機関における公募の状況

- ・公募を行った附属機関
 - … 設置されている附属機関全体の60% (35機関中、21件が公募実施)
- ・公募による委員の数が、委員総数の2割以上となっている附属機関
 - … 設置されている附属機関全体の17% (35機関中、6件が2割以上)
- ・委員の男女比が、それぞれ半数になっている附属機関
 - … 設置されている附属機関全体の8% (35機関中、3件が男女半数)

○要綱・要領により設置した懇談会等における公募の状況

	懇談会等 (要綱・要領等より設置)	委員総数、うち公募、女性、議員数	公募期間等	担当課
1	おいらせ町広報紙モニター	委員総数10名 うち公募4名、女性2名、議員0名	R6.4.1~ R6.5.31	総務課

■ 検証作業のポイント ■

- ・附属機関等の委員について、公募を実施しているか。

■ 委員の提言・討論 ■

令和6年度附属機関機関の公募状況

番号	附属機関名称	設置有無	委員総数	公募人数	女性人数	議員人数	公募有無	直近の公募をした期間
1	おいらせ町表彰審査会	設置	9	2	1	1	有	R06.07.01～R06.07.22
2	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会	設置	5	0	1	0	無	
3	おいらせ町農業委員会の委員候補者選考委員会	設置	6	—	1	0	無	
4	おいらせ町総合計画審議会	設置	16	3	5	0	有	R4.4.25～R4.5.20
5	おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	設置	11	3	2	0	有	R5.5.24～R5.6.19
6	おいらせ町百石高等学校魅力アップ推進協議会	設置	9	1	1	0	有	R04.07.01～R04.07.29
7	おいらせ町男女共同参画推進会議	設置	9	0	2	0	有	R5.5.1～R5.5.26
8	おいらせ町地域公共交通会議	設置	10	2	2	0	有	R5.02.27～R5.3.16
9	おいらせ町防災会議	設置	18	—	3	0	無	
10	おいらせ町国民保護協議会	設置	18	—	0	0	無	
11	おいらせ町自治推進委員会	設置	6	3	3	0	有	R6.3.1～R6.3.19
12	おいらせ町まちづくり活動支援事業助成金審査会	設置	5	0	3	0	有	R7.3.1～R7.4.14
13	おいらせ町国民健康保険運営協議会	設置	9	0	2	0	有	R6.2.1～R6.3.15 (R6委員)
14	おいらせ町健康づくり推進協議会	設置	18	0	7	2	有	R6.4.9～R6.5.10
15	おいらせ町子ども・子育て会議	設置	13	3	7	0	有	R6.1.5～R6.1.19
16	木ノ下児童センターみらい館運営協議会	設置	6	—	2	0	無	
17	木内々児童センターひまわり館運営協議会	設置	6	—	4	0	無	
18	おいらせ町民生委員推薦会	設置	7	—	2	0	無	
19	おいらせ町介護保険運営協議会	設置	14	2	6	0	有	R4.4.1～R4.4.28
20	おいらせ町認知症施策検討委員会	設置	11	—	5	0	無	
21	おいらせ町障がい者自立支援協議会	設置	9	—	3	0	無	
22	おいらせ町都市計画審議会	設置	12	2	1	2	有	R01.12.26～R02.01.16
23	おいらせ町教育支援委員会	設置	13	—	8	0	無	
24	おいらせ町奨学生選考委員会	設置	5	—	1	0	無	
25	おいらせ町いじめ防止対策協議会	設置	5	—	1	0	無	
26	おいらせ町立学校給食センター運営委員会	設置	8	1	3	0	有	R07.03.03～R07.03.24
27	おいらせ町社会教育委員会議	設置	10	2	5	0	有	R6.2.27～R6.3.18

番号	附属機関名称	設置有無	委員総数	公募人数	女性人数	議員人数	公募有無	直近の公募をした期間
28	おいらせ町社会教育計画検討委員会	設置	6	0	4	0	無	
29	おいらせ町公民館運営審議会	設置	7	0	4	0	有	R5.1.25～R5.2.17
30	おいらせ町立図書館協議会	設置	4	0	4	0	有	R6.2.27～R6.3.18
31	おいらせ町文化財保護審議会	設置	5	0	2	0	有	R6.2.27～R6.3.18
32	おいらせ町文化に関する表彰審議会	設置	4	0	2	0	有	R2.10.26～R2.12.17
33	おいらせ町スポーツ推進審議会	設置	8	—	2	0	有	R6.2.27～R6.3.18
34	おいらせ町体育・スポーツに関する表彰審議会	設置	3	0	0	1	有	R2.10.26～R2.12.17
35	国民健康保険おいらせ病院運営審議会	設置	8	—	2	2	無	

第33条 参加の保障

■ 逐条解説 ■

(参加の保障)

第33条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

【第33条】

1 項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。

2 項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまではアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

■ これまでの検証結果 ■

・行政との直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

(令和5年度自治推進委員会)

■ 参考データ資料 ■

○自治基本条例の運用状況照会回答 (令和7年9月 各課調査)

・町民との対話事業

	事務・事業の名称	公聴会	パブコメ	アンケート	他	実施期間	担当課
1	町長とフレッシュトーク (町長と若者の懇談会)	○				R7. 2. 25	総務課
2	新庁舎建設事業に関する 住民説明会				○	R6. 6	総務課

	事務・事業の名称	公聴 会	パブ コメ	アン ケート	他	実施期間	担当課
3	おいらせ町新庁舎建設基本構想・基本計画策定業務 ワークショップ				○	R6. 4	総務課
4	新庁舎建設基本構想・基本計画（案）に関する意見募集		○			R6. 6	総務課
5	町民アンケート調査			○		R6. 10～ R6. 11	政策推進課

・パブリックコメントの実施

	事務・事業の名称	広 報 紙	防 災 無 線	説 明 会	ホーム ページ	印 刷 物	他	実施期間	コメント件数	担当課
1	指定管理者年度総合評価表に対する 意見募集				○		○ 指定管理導入施設	R6. 11. 20～ R6. 12. 11	0 件	総務課
2	新庁舎建設基本構 想・基本計画（案） に関する意見募集				○		○	R6. 6. 10～ R6. 6. 24	18 件（3 人）	総務課
3	おいらせ町人口ビジョンの改訂及び 第3期おいらせ町 まち・ひと・しごと創生総合戦略に 対する意見募集 （パブリックコメ ント）について				○		○ 庁 舎 他	R6. 12. 10～ R7. 1. 17	0 件	政策推進課

	事務・事業の名称	広 報 紙	防 災 無 線	説 明 会	ホ ー ム ペ ー ジ	印 刷 物	他	実施期間	コメント件数	担当課
4	国民健康保険おいらせ病院建設事業 基本構想・基本計画（素案）に対する意見募集について				○	○	○ 庁 舎 他	R7. 3. 17～ R7. 3. 31	2件	おいらせ 病院

■ 検証作業のポイント ■

- ・町長や町職員と、直接意見交換のできる機会を設けているかどうか。

■ 委員の提言・討論 ■

参考データ資料

- 三沢市議会基本条例
- 六戸町議会基本条例

三沢市議会基本条例（説明付）

平成30年3月16日

三沢市条例第19号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第7条）
- 第3章 市民と議会の関係（第8条—第11条）
- 第4章 議会と市長等との関係（第12条—第16条）
- 第5章 会議の運営（第17条—第20条）
- 第6章 議会の機能強化（第21条—第24条）
- 第7章 議会及び事務局の体制整備（第25条—第28条）
- 第8章 議員の政治倫理（第29条）
- 第9章 議員定数及び議員報酬（第30条・第31条）
- 第10章 危機管理（第32条）
- 第11章 議会改革の推進（第33条—第35条）

附則

私たちの住む三沢市は、東は太平洋、西は小川原湖に囲まれ、豊かな大地の中で、安全・安心で美味しい農・畜・水産物を育む自然豊かなまちです。また、人類史上初となる太平洋無着陸横断飛行の出発地でもあるこの地は、「大空のまち」として、また基地との共存共栄により育まれた「国際色豊かなまち」として発展し、今日にいたります。

私たち、三沢市民（以下「市民」という。）から選ばれた議員により構成される三沢市議会（以下「議会」という。）には、同じく市民から選ばれた三沢市長（以下「市長」という。）とともに、議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関としてそれぞれの異なる特性をいかし、ときに競い合い、ときに協力し合いながら、市民福祉の向上と地域の発展という共通の使命が課せられています。

その使命を果たすため、議会は、市民からの意見を的確に把握し、その声を市政へ反映させなければなりません。そのためには、議員一人ひとりが資質の向上に努め、議会活動と議決権の重要性を認識しながら議員間討議を進めるとともに、自らの創意と工夫による市民との協調のもと、より良い三沢市のまちづくりの推進を目指して、行政の監視や政策の提言等をしていく必要があります。

このため、議会は市民の意思を代弁する合議制機関として、公平性、透明性、高い倫理性を確立させ、市民に開かれた信頼される議会、市民とともに歩む議会を目指して、ここに三沢市議会基本条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、二元代表制のもと、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

条例制定の目的を示す条項。

(最高規範性)

第2条 議会は、この条例を議会における最高規範と位置づけ、議会に関する他の条例、規則、規程等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るよう最大限考慮しなければならない。

議会基本条例の最高規範性を定め、議会に関する他の条例や規則等はこの条例を尊重し制定や改廃を行うよう定める条項。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に対する情報提供及び情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市長等により適正な市政運営が行われているかを監視し、評価するとともに、政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるとともに、市民にわかりやすい議会運営に努めること。
- (4) 議決責任を深く認識し、市民への説明責任を果たすこと。

議会がどのように活動すべきか、基本的な原則を定める条項。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、前条の規定を踏まえ、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじ、また推進を図ること。
- (2) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉向上のため活動すること。
- (3) 市政の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽により、市民の代表者として、ふさわしい活動すること。

第3条(議会の活動原則)に基づいて、議員がどのように活動すべきか、基本的な原則を定める条項。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の政治理念を有する2名以上の議員で構成

しなければならない。

- 3 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言等について、必要に応じ会派間で調整を行い議会での合意形成に努め、円滑な議会運営を図るものとする。

会派の結成及び会派間の調整により円滑な議会運営を図るよう定める条項。

(議員連盟)

第6条 議員は、特定の政策や課題について調査及び研究を行うため、賛同し共同して調査及び研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。

- 2 議員連盟の調査及び研究は、特定の政策や課題に関する議員間の共通認識が深められるよう努めるとともに、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するよう努めるものとする。

会派とは別に、特定の政策や課題について調査研究を行う議員連盟の結成について定める条項。

(議長及び副議長)

第7条 議長は、議会を代表する立場として、公平で中立な立場で活動を行うものとする。

- 2 副議長は、前項に規定する議長と同じ立場で、議長を補佐し活動を行うものとする。
- 3 議会は、議長及び副議長の選出にあたって、所信を表明する機会を設けるものとする。
- 4 前項に関し必要な事項は、別に定める。

議長と副議長の立場を明確にし、議長と副議長選挙における、所信表明をしてもらう機会を確保するよう定める条項。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加の促進)

第8条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審査等に当たって、提出者が希望する場合又は議会が必要と認める場合は、提出者が意見を述べる機会を設けるものとする。

議会が市民参加の機会を確保するため、地方自治法第115条の2に規定する参考人制度、公聴会制度の活用、請願や陳情について内容を聴く機会を設けるよう定める条項。

(情報公開と広報広聴活動の充実)

第9条 議会は、開かれた議会運営に資するため、次に掲げる会議等を原則として公開するものとする。

- (1) 定例会又は臨時会の本会議
- (2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会
- (3) 三沢市議会会議規則第159条に規定する協議又は調整を行うための場及び決定により設けられる協議等の場
- (4) 各派交渉会

2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持ってもらうよう多様な手段を活用して広報及び広聴活動に積極的に努めるものとする。

市民に対して、議会の活動を積極的に公開することにより説明責任を果たすとともに、議会広報誌やホームページを用いて、議会等の審議過程、表決結果などに関する情報提供に努めるよう定める条項。

(市民との連携)

第10条 議会は、広く市民に対し議会の活動状況を報告するとともに、市民

又は市民団体等と議員が自由に情報や意見を交換し議会活動へ反映させるため、議会報告会又は意見交換会を年1回以上開催するものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

議会、議員の活動を市民に広く周知し説明責任を果たすため議会報告会を、また、市民団体等の各種団体と議員が、各種団体からの意見や要望、市政課題や地域課題などのテーマを設定し自由に意見を交わし、課題の共有に結びつけていけるよう意見交換会を開催するよう定める条項。

(政策討論会)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対し、共通認識及び合意形成を図り政策立案及び政策提言を推進するため、必要に応じ、市民を対象とした政策討論会を開催するものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

議会報告会及び意見交換会で共有した市政課題の中で、政策立案・政策提言をすることを前提として特定のテーマを定め、討論を行う政策討論会を開催するよう定めている条項。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第12条 市民の直接選挙により選ばれた議員により構成される議会と市長は、二元代表制の実現に向け、互いに対等な立場で緊張関係を維持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じ、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めることができる。

第1条でも謳っている「二元代表制の実現」に向けて、市長と議会のそれ

ぞれの特性を活かした関係の基本原則について定める条項。

(重要政策等の説明)

第13条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会の議決責任を担保するために、必要があると認めるときは、市長等に対して資料及び説明を求めることができる。

2 議会は、前項の規定により求めた資料及び説明に基づき、具体的な論点又は争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点を踏まえた審議に努めるものとする。

市長等が提案する重要な政策や予算・決算等の資料及び説明を求めることができるよう定める条項。

(議決事件の追加)

第14条 議会は、議決機関としての機能強化のため、法第96条第2項に規定する議決すべき事件を定めることについて、積極的に検討するものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、三沢市議会の議決すべき事件を定める条例(平成24年三沢市条例第25号)で定める。

既に、議会で議決すべき事件を定める条例があるため、委任規定として定める条項。

(一問一答による質疑応答)

第15条 議会は、議会の一般質問及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における質疑(以下「質問等」という。)において、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式による質疑応答を行うことができる。

既に、会議規則で定めているため重複で規定される条項であるが、議会に

おける基本方針として条例においても定めるべき条項。

(反問権)

第16条 市長等は、質問等に対して、論点及び争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、質問等の趣旨を確認するため、反問することができる。

既に、会議規則で定めているため重複で規定される条項であるが、議会における基本方針として条例においても定めるべき条項。

第5章 会議の運営

(自由論議による合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議決権の行使並びに政策立案及び政策提言を行う場合には、議員相互の自由論議を中心に討議を行い、少数意見も尊重しながら、議会としての合意形成に努めるものとする。

合議制の役割を十分に果たすために、議員間討議が必要不可欠であるため、少数意見も尊重しながら合意形成に努めるよう定める条項。

(委員会の活動)

第18条 委員会は、より具体的で専門的な調査及び審査を行うため設置していることを鑑み、各々の所管事務調査及び審査等を積極的に行い、委員間における討論を通して合意形成を図り、政策立案及び政策提言に努めるものとする。

2 委員会は、前項に基づく調査及び審査等の経緯及び結果について、議会の広報誌等により市民に周知するものとする。

前条の規定に基づき委員間の討議を行うことや、執行部への提言を積極的に行うことや、視察・調査の経緯及び結果などについて、市民への報告を行

うことを定める条項。

(政策検討会)

第19条 議会は、第11条の規定に基づく政策討論会を開催した場合、政策立案及び政策提言を推進するため、政策検討会を開催するものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第12条に規定する市民との政策討論会を行ったあとに、その成果を具体的に政策立案・政策提言へ結び付けるために政策検討会を行うことを定める条項。

(全員協議会)

第20条 議長は、議案の審査、議会の運営及び市政における課題等に関し、協議又は調整を行うため、法第100条第12項の規定に基づく協議等の場として、全員協議会を設置するものとする。

2 前項の全員協議会の運営その他必要な事項については、三沢市議会全員協議会規程（平成25年三沢市議会規程第3号）の定めるところによる。

既に議会会議規則にて定められているが（第159条）、条例においては議員全員協議会の意義を定める。

第6章 議会の機能強化

(政務活動費)

第21条 会派及び議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究等を行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、使途の透明性を確保しなければならない。

地方自治法を根拠とする政務活動費について定める条項。

(ICTの活用)

第22条 議会は、ICT（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条に規定する情報通信技術をいう。）を積極的に活用するものとする。

情報通信技術等を議会等で取り入れ、議会改革をすすめるよう定める条項。

(調査機関の設置)

第23条 議会は、議案の審査及び市長等の事務等に関して調査の必要があると認めるときは、議決により、法第100条の2の規定に基づき、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

議案の審査や市長等の事務に関して、地方自治法第100条の2に規定により学識経験者の活用を行うことができるよう定める条項。

(議会アドバイザーの設置)

第24条 議会は、議会改革等の推進を目的として、必要に応じて議会アドバイザーを置くことができる。

2 議会アドバイザーは、議会全般に対し、専門的な知識及び経験等を踏まえて、助言、提言及び指導等を行うものとする。

3 議会は、議会アドバイザーに対し、前2項の目的を達成するため必要な情報及び資料を提供するよう努めるものとする。

4 議会アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

前項の定めのほか、議会アドバイザーを置き、提言や協力を求めることができるよう定める条項。

第7章 議会及び事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第25条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等に係る能力の向上を図るため、研修の充実に努めなければならない。

2 議会は、初当選議員に対し、この条例のほか議会の基本事項等について、研修会を開催するものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

議員の資質向上に資する研修の充実強化を図るよう定める条項。

(議会図書室の充実及び適正な管理運営)

第26条 議会は、議員が調査及び研究等を十分に行うことができるよう、議会図書室の充実強化及び適正な管理を図らなければならない。

議会図書室の充実と適正な管理運営について定める条項。

(議会事務局の体制整備)

第27条 議会は、議会機能の充実並びに議員の政策立案及び政策提言等に係る能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

議会や議員の活動を支えるために、議会事務局の体制整備や調査、法務機能の充実を図るよう定める条項。

(議会費の確保)

第28条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算措置を講ずるよう市長に求めるものとする。

この条例の目的を達成するために、必要な経費を確保するため市長へ求めるよう定める条項。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第29条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

市民の代表者である議員としての自覚、品位や名誉を損なわないよう努める旨を定める条項。

第9章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第30条 議員定数については、三沢市議会議員定数条例（平成15年三沢市条例第22号）で定める。

2 議員定数の改定に当たっては、人口、社会情勢、将来の展望等を十分に考慮するとともに、市民からの意見等を参考に検討するよう努めるものとする。

三沢市議会議員定数条例により議員定数は定められているが、人口や社会情勢、市民からの意見等を考慮し、適正な議員定数を判断するよう定める条項。

(議員報酬)

第31条 議員報酬については、三沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三沢市条例第24号）で定める。

2 議員報酬の改定に当たっては、人口、社会情勢、将来の展望等を十分に考慮するとともに、市民からの意見等を参考に検討するよう努めるものとする。

三沢市議会議員報酬及び費用弁償条例により議員報酬は定められているが、市政状況や社会情勢、市民からの意見等を考慮して適正な議員報酬を判断するよう定める条項。

第10章 危機管理

(危機管理)

第32条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう、市長等と協力し危機管理体制の構築に努めるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

災害等の不測の事態に対して、議員がどのようなべきか、対応や心構えを定める条項。

第11章 議会改革の推進

(検証及び見直し)

第33条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを毎年検証するとともに、評価を行い、必要があると認めるときは、見直しを行うよう努めるものとする。

2 議会は、前項の規定に基づき、この条例が社会情勢及び市民からの意見等を十分に配慮した結果、制度等の改善が必要と判断した場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講じるものとする。

3 検証及び見直しに関し必要な事項は、別に定める。

(第1項) 条文の意義

この条例に基づき、議会や議員の活動等について振り返り検証・評価するよう定める条項。

(第2項) 検証及び見直し手続き

前項の規定により、検証し見直すべき箇所があった場合に見直していくよ

う定める条項。

(三沢市議会改革推進会議の設置)

第34条 議会は、前条の規定による検証等を行うとともに、議会改革を継続的に推進するため、議員で構成する三沢市議会改革推進会議を設置するものとする。

2 三沢市議会改革推進会議に関する事項は、別に定める。

前条について継続的に検証・見直しを進めていくために、三沢市議会改革推進会議を設置するよう定める条項。

(第三者評価)

第35条 議会は、議員定数及び議員報酬その他議会に関する活動に関して、第三者評価を実施するよう努めるものとする。

2 第三者評価に関する事項は、別に定める。

議員定数や報酬その他議会活動に関して、第三者評価を実施するよう定める条項。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(検討)

2 議会は、第21条に規定する政務活動費について、社会経済情勢、本市の行財政改革への取組み等を総合的に勘案し、当分の間支給しないものとするが、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

六戸町議会基本条例

(平成26年12月10日条例第32号)

目次

前文

第1章 目的 (第1条)

第2章 議会・議員の活動原則 (第2条・第3条)

第3章 町民と議会の関係 (第4条)

第4章 町長と議会の関係 (第5条―第9条)

第5章 議会・委員会での活発な討議 (第10条)

第6章 議会及び議会事務局の体制整備 (第11条―第13条)

第7章 議員の定数・報酬、政治倫理 (第14条―第16条)

第8章 最高規範性、見直し手続き (第17条・第18条)

第9章 補則 (第19条)

附則

六戸町議会は、六戸町の二元代表制の一翼を担う機関として、積極的な情報の公開と政策活動への多様な町民参加の推進を図り、自己研さんに努め、自由で活発な討議を行い、町長及び町行政機関との持続的な緊張関係の保持、公正・透明性の確保を遂行する決定機関である。

議会は「町民憲章」の下、「恵みの大地と人が結び合う、やすらぎと感動の定住拠点・六戸」の実現に向け、水と緑の優れた自然や特色ある農業をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かして、人と人、町民と行政が協働して「暮らす場所」としての質の向上を目指し、活力と交流あふれるまちづくりと町民の幸せを願い、ここに最高規範となる条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、地方分権にふさわしい、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした町民と共に歩む活力ある議会を目指し、郷土愛にあふれた豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、「公正、透明、信頼」を重んじ、町民参加を目指して活動する。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、町民によって選挙された特別職の公務員である。従って、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚して活動しなければならない。
- 2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な住民意思を反映した議員相互間の自由討議を推進しなければならない。
 - 3 議員は、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、政策水準を高めることに努めなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

- 第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、すべての会議を原則公開するものとする。
 - 3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
 - 4 議会は、請願及び陳情を「町民による政策提案と位置づける」とともに、その審議においては、これら提案者の意見・要望を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
 - 5 議会は広く、町民、各団体との議会報告会又は意見交換会を年2回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、議会及び議員の政策能力を強化し、さらに政策提案に努めるものとする。ただし、災害、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
 - 6 議会は、町のイベント等へ積極的に参加し、町民との連携を図るものとする。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

- 第5条 本会議における議員と町長等の一般質問は、広く町政の論点・争点を明確にするため、原則一問一答方式で行う。
- 2 本会議の一般質問において、町長等は議長の許可を得て、反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

- 第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。
- (1) 総合計画との整合性
 - (2) 関係ある法令及び条例等
 - (3) 政策等に関する財源措置

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により、政策の説明資料を町長に求めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議会の議決事件については、別に定める。

(監視、検証、評価)

第9条 議会は、町長等の事務の執行について、監視する責務を有する。

- 2 議会は、一般質問に対する町の回答について、その経過等を検証することができる。
- 3 議会は、町民に対し議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。
- 4 議会は、まちづくりの基本構想に基づく総合的計画について、その効果を常に検証し、評価する。

第5章 議会・委員会での活発な討議

(自由で活発な討議)

第10条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において審議する場合、議員相互間の自由で活発な討議により、議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第11条 議会は、議会及び議員の政策形成、立法機能を高めるため、議会事務局の調査、法務機能の充実強化を図るよう努めなければならない。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成並びに立案能力の向上に資する研修の充実強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員の資質向上のため、図書の実質を図るものとする。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、議案並びに議決の情報を町民に知らせるため、多様な広報手段を活用することにより、広報活動の実質を図らなければならない。

- 2 議会は、情報発信の一つとして、議会だよりの発行を行い、議会広報活動に積極的に努めるものとする。

第7章 議員の定数・報酬、政治倫理

(議員定数)

第14条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第15条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、この条例が示す倫理性を常に自覚し行動しなければならない。いやしくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことがあってはならない。

第8章 最高規範性、見直し手続き

(最高規範性)

第17条 議会は、この条例を、議会運営の最高規範と位置づけ尊重しなければならない。

- 2 議会は、この条例に定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。
- 3 議会は、議員に対しこの条例の理念を周知浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。

(見直し手続き)

第18条 議会は、この条例が社会情勢の変化及び町民の声に対応しているかどうかを議会運営委員会において、2年ごとに検証するものとする。

- 2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

第9章 補則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月23日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

六戸学園、町のこと

学園の保護者から

生の声

を聴きました



六戸学園と町についてをテーマに開かれた意見交換会



自由に意見を交わす



保護者の生の声を聴くことができた

住民の皆さんの率直な

意見を町政に反映させるために、議会はこれまでさまざまなテーマで対象者を設定し、「意見交換会」を開催してきました。

今回の意見交換会の対象者は六戸学園の保護者の皆さんです。

六戸学園が開校して約半年経過し、学園をどう感じているのか、また町についてどのように感じているのか、ざっくりと自由に話し合いを行いました。

今回は寄せられた意見の一部を紹介します。

日程・会場の参加人数

日付 10月22日
会場 六戸学園内
参加人数 14人

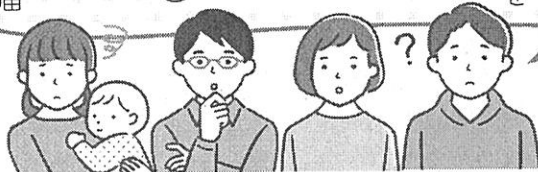
みなさんの声

六戸学園について

- ・ 学園内に意見箱を設置して欲しい。
- ・ 行事を全て1年から9年で行う必要性は？
- ・ ステージで分けたり、前期・後期で分けたりしてもいいのでは。
- ・ スクールバス停留所の待合場所を屋根付きに。
- ・ 高学年がトイレ前に集まっている、低学年の子供がトイレに行くのが怖いと言っている。

六戸町について

- ・ 子供たちが遊べる所が全く無い！(今の時代が求めている場所がない)
- ・ 新しい町のイベントを！
- ・ 街灯がもっとほしい(小松ケ丘)
- ・ 部活動での活動場所が少ない。
- ・ 町からの発信が少ない。情報が届かない。



いただいた声を生かすように！

意見交換会でいただいた要望や意見などは、今後議会内で整理し、課題の解決や、実現に向けて活動していきます。

◎ 令和6年度 三沢市議会における意見交換会

◎ 市民と市議会との意見交換会を開催しました。

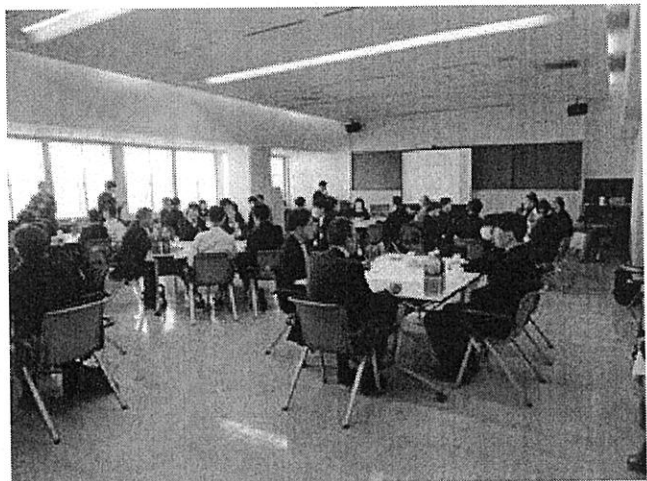
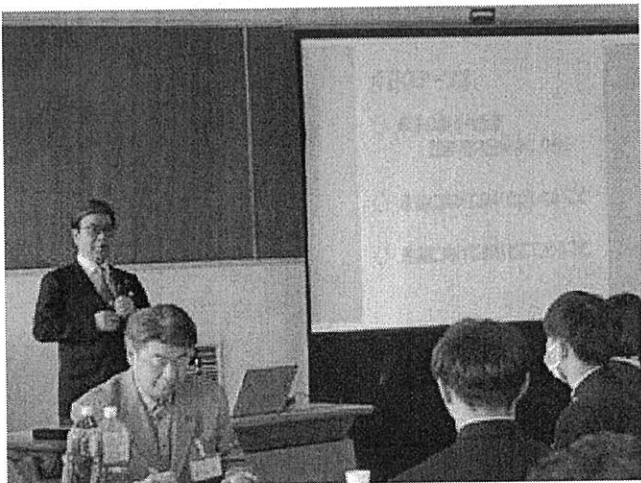
三沢市議会では、平成30年4月1日より「三沢市議会基本条例」を施行し、市民により一層開かれた議会を目指して活動しております。

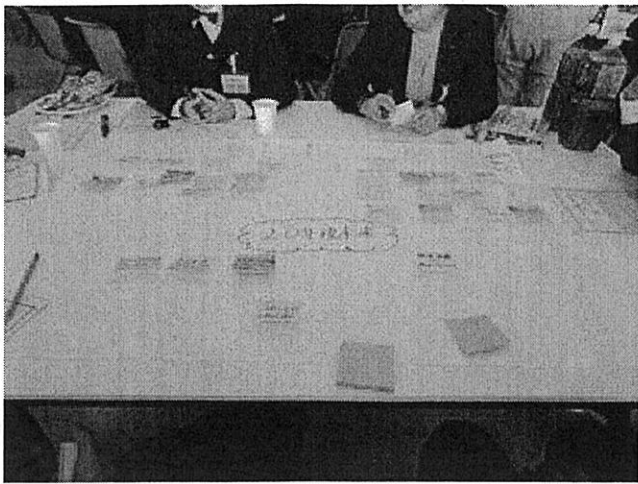
今年度は、令和7年1月11日（土）に三沢市役所にて、

『わたしたちのまちの未来について』をテーマに掲げ、高校生の皆さまと意見交換を行いました。

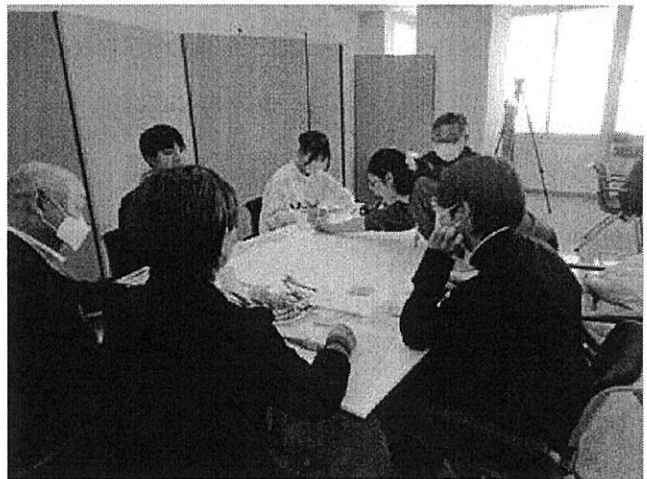
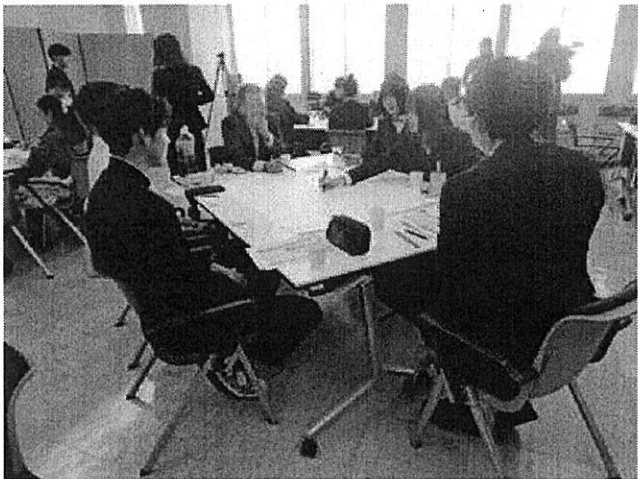
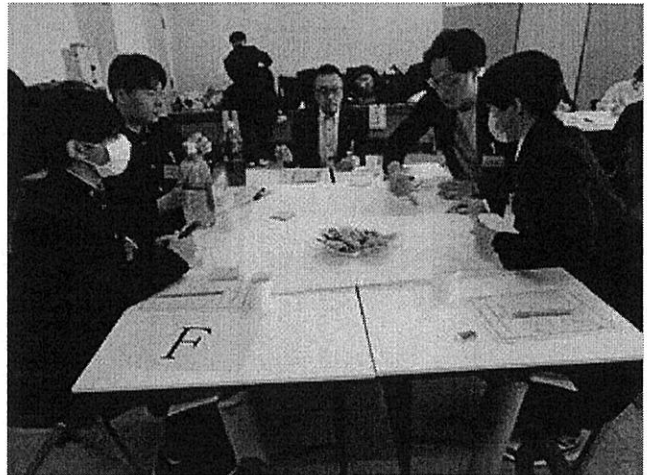
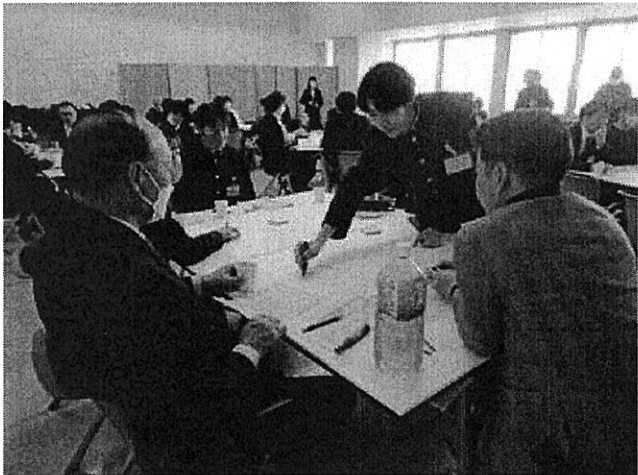


意見交換は、本市議会アドバイザーである早稲田大学マニフェスト研究所・招聘研究員の
中道 俊之（なかみち としゆき）氏をファシリテーターとしてお迎えし、
6～7人単位の小グループで、メンバーの入れ替えを行いながら話し合いをするワールドカフェ方式により行われました。





参加された皆様は、『三沢市のよい・誇りに思うこと、たりない・残念に思うこと』、
『あなたが思う20年後の三沢市はどんなまち？』、『よりよい三沢市にするためにしたいこと・できることは？』の3つのテーマに沿って、
各グループごとに配付された模造紙や付箋紙に書き込みながら、活発に意見を交わしていました。





意見交換会で出された意見等については、下記のPDFファイルをご参照ください。

[R6意見交換会実施結果記録表 \[159 KB pdf\]](#)

このページの情報発信部門

議会事務局 議事総務係

所在地：〒033-8666 青森県三沢市桜町1-1-38

電話番号：0176-53-5111（内線：321）

[Eメールでのお問い合わせ](#)

この組織からさがす： [議会事務局](#)

登録日：2020年2月14日 / 更新日：2020年2月14日

ポスト

0

いいね 14

先頭に戻る

〒033-8666 青森県三沢市桜町1-1-38

電話番号：0176-53-5111（代表）FAX番号：0176-52-5655

開庁時間：午前8時15分から午後5時まで

閉庁日：土曜日、日曜日、祝休日、年末年始（12月29日から1月3日）